

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場	
不利益処分名	市場施設の使用の許可の取消し等	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第66条	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
処 分 基 準	<p>第66条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則</p> <p>第77条 条例第66条の規定による市場の管理上必要があると認めるときは、次の各号の一に該当するときとする。</p> <p>(1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 市場施設の使用について指定した目的その他の条件に違反し、又はその指定した目的の達成が著しく困難であると認められるに至ったとき。</p> <p>(3) 市場施設の指定当時と著しく事情が変化し、その使用が不必要又は不適當であると認められるに至ったとき。</p> <p>(4) 使用料その他本市に対する納付金の納付を怠ったとき。</p> <p>(5) 故意又は過失によって市場施設を滅失し、又はき損したとき。</p> <p>(6) 市場に関する法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行う市長の指示若しくは処分に違反したとき。</p> <p>2 使用者が条例第66条及び条例第67条に規定する市長の命令に服さないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を使用者に負担させることができる。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)